

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 口座振替の方法による納付等の手続を改めることにしました。
- 2 繰替払の方法により支払うことができる経費の範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和6年8月30日）から施行することにしました。

（会計室会計企画担当）